

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の一部改正

新旧対照表

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定 平成12年2月28日
 改正 平成14年3月29日
 平成15年11月27日
 平成17年7月15日
 平成18年11月1日
 平成19年4月1日
 平成19年10月1日
 平成21年4月1日
 平成22年4月1日
 平成23年4月1日
 平成24年4月1日
 平成25年4月1日
 平成26年4月1日
 平成27年4月1日
 平成28年4月1日
 平成28年7月1日
 平成29年4月1日
 平成29年10月1日
 平成30年1月25日

（目次）

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 収集運搬業における積替え保管
- 第5 処分業の許可申請又は届出等
- 第6 担当健康福祉センター
- 第7 許可証の交付
- 第8 申請者の適格性の照会事務

第1 目的
 （略）

第2 用語の定義
 （略）

対 照 表

改 正 後

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定	平成12年2月28日
改正	平成14年3月29日
	平成15年11月27日
	平成17年7月15日
	平成18年11月1日
	平成19年4月1日
	平成19年10月1日
	平成21年4月1日
	平成22年4月1日
	平成23年4月1日
	平成24年4月1日
	平成25年4月1日
	平成26年4月1日
	平成27年4月1日
	平成28年4月1日
	平成28年7月1日
	平成29年4月1日
	平成29年10月1日
	平成30年1月25日
	令和2年4月1日

(目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 収集運搬業における積替え保管
- 第5 処分業の許可申請又は届出等
- 第6 担当健康福祉センター
- 第7 許可証の交付
- 第8 申請者の適格性の照会事務

第1 目的

(略)

第2 用語の定義

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-1 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

なお、申請書副本は、許可証の交付時（許可証の交付は許可日当日を原則とするが、更新許可の場合であって、許可日が閉庁日に当たるときは、事前交付も可能とする。）に申請者に返却するものとする。

第3-1-2 許可申請書受付の際の留意事項

ア～カ (略)

キ 申請者が繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする場合については、平成23年4月1日以降の2回目の更新申請を行う時点以降は、繰上げ更新は認められないこと。

ク～コ (略)

第3-1-3 添付書類の内容及び留意事項

① (略)

② ア～エ (略)

オ (ア)～(ウ) (略)

(エ) a (略)

b 「連絡設備等」については、携帯電話等の通信手段を備え、事故等の緊急時に関係者に速やかに通報できるものとし、緊急時連絡先を記載した書類等が常備されていること。緊急時対応マニュアルとして様式第20号を添付すること。

また、低濃度PCB廃棄物に限定する場合を除き、通信手段として全地球測位システム(GPS)による運行状況管理システムを備え、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置を搭載していること。

このとき、全地球測位システム(GPS)の機種・機能が分かる書類(カタログなど)が添付されており、次のことが確認できること。

・車両運行状況発信装置は、車両に固定して使用し、他の車両には用いない構造であること。

・事業所において収集運搬車両の位置及び運行状況を随時確認できること。

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。

(ア) 運搬車両の登録等を証する書類（自動車検査証等）の写しを添付させること。

その際、所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認めることとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

a 使用者が申請者でない場合であっても、申請者が法人で、使用者が法人の代表者、役員又は使用人であり、かつ当該車両を専ら法人が使用することが明らかな場合。上記の内容が確認できる書類を添付させること。

なお、運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合は、雇用契約書、雇用保険被保険者証の写し、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付させ、申請者の業務のみに従事することを確認すること。

b (略)

対 照 表

改 正 後
<p>第3 収集運搬業の許可申請又は届出等</p> <p>第3-1 収集運搬業の許可申請</p> <p>第3-1-1 許可申請書等</p> <p>産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。</p> <p><u>なお、申請書副本は、許可証の交付時（許可証の交付は許可日当日を原則とするが、更新許可の場合であって、従前の許可の有効年月日より前に決裁となったときは、事前交付も可能とする。）に申請者に返却するものとする。</u></p> <p>第3-1-2 許可申請書受付の際の留意事項</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 申請者が繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。</p> <p>ク～コ (略)</p> <p><u>サ 登記されていないことの証明書に記載されている住所又は本籍については、住民票と同一の表記にして取得するよう指導すること。</u></p> <p>第3-1-3 添付書類の内容及び留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② ア～エ (略)</p> <p>オ (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) a (略)</p> <p>b 「連絡設備等」については、携帯電話等の通信手段を備え、事故等の緊急時に関係者に速やかに通報できるものとし、緊急時連絡先を記載した書類等が常備されていること。緊急時対応マニュアルとして様式第20号を添付すること。</p> <p>また、低濃度PCB廃棄物に限定する場合を除き、通信手段として全地球測位システム(GPS)による運行状況管理システムを備え、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置を搭載していること。</p> <p>このとき、全地球測位システム(GPS)の機種・機能が分かる書類(カタログなど)が添付されており、次のことが確認できること。</p> <p>・事業所において収集運搬車両の位置及び運行状況を随時確認できること。</p> <p>③ 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類</p> <p>ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。</p> <p>(ア) 運搬車両の登録等を証する書類(自動車検査証等)の写しを添付させること。</p> <p>その際、所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認めることとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>a 使用者が申請者でない場合であっても、申請者が法人で、使用者が法人の代表者、役員又は使用人であり、かつ当該車両を専ら法人が使用することが明らかな場合。</p> <p>上記の内容が確認できる書類を添付させること。</p> <p><u>なお、運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合は、雇用保険被保険者証の写しの添付を原則とすること。ただし、雇用保険被保険に加入できない等の理由がある場合には、雇用契約書、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付させ、申請者の業務のみに従事することを確認すること。</u></p> <p>b (略)</p>

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

(イ)～(エ) (略)

イ (略)

④～⑤ (略)

⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア (略)

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告書に添付して税務署に提示したものと同一のものとすること。

なお、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表については、原本と相違ない旨を証明させること。

ウ～カ (略)

⑦～⑧ (略)

⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が個人である場合）

住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記されていないことの証明書は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。また、住民票の写しについては、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出させること。（以下、住民票の写し及び登記されていないことの証明書について同じ。）。

なお、登記されていないことの証明書に記載されている住所及び本籍（本籍については記載がある場合）については住民票と同一の表記になっていることを確認すること。（以下、登記されていないことの証明書について同じ。）

⑩ (略)

⑪ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書）

⑫ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が法人である場合）

⑬ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）

⑭ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

⑮～⑯ (略)

対 照 表

改 正 後
<p>c 災害により運搬車両の半数以上が使用できなくなった場合又は事業の継続が著しく困難と認められる場合。ただし、運搬車両を確保するまでに必要な期間（最長でも被災した日から1年以内）に限り、災害により被害を受ける前までに許可を受けた運搬車両数及び運搬可能量を超えないこと。 上記の内容を確認するため、以下の書類を添付させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両が災害により使用できなくなったことの証明（罹災証明書等の自治体が発行する証明書） ・理由書（過去1年の産業廃棄物の取扱量、運搬車両の稼働状況、車体形状等を記載させ、可否について判断すること。） ・契約書の写し <p>なお、運搬車両には、産業廃棄物処理業変更届出の写しを携帯させるよう指導すること。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告書に添付して税務署に提出したものと同一のものとすること。 なお、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表については、原本と相違ない旨を証明させること。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類（以下「登記されていないことの証明書等」という。）（申請者が個人である場合） 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記されていないことの証明書等は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。また、住民票の写しについては、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出させること。（以下、住民票の写し及び登記されていないことの証明書について同じ。） なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。（以下、登記されていないことの証明書について同じ。）</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等）</p> <p>⑫ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（申請者が法人である場合）</p> <p>⑬ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）</p> <p>⑭ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等</p> <p>⑮～⑯ (略)</p>

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改	正	前
	<p>⑰ア（略） イ 試験検査成績書は、受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものであること。</p> <p>ウ～エ（略） ⑱～⑳（略）</p> <p>第3-1-(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良認定業者の扱い 既に優良認定（優良確認を含む。）を受けている収集運搬業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂平成27年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、省令第9条の2第3項（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要が生じた場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。 <u>また、平成23年4月1日以降1度目の更新許可（優良認定を伴わない）から2度目の更新期限までの間においては、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ更新許可申請）をすることができる。</u></p> <p>第3-1-(5) 更新許可申請書の審査 （略）</p> <p>第3-2 収集運搬業の届出 第3-2-(1) 届出書等 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。 <u>平成25年3月25日付け環廃第686号廃棄物リサイクル課長通知（以下「686号通知」という。）による石綿含有廃棄物の取扱いの有無に関する変更及び平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知（以下「290号通知」という。）による水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更は、他の変更と同一の届出書とせずそれぞれの変更の届出書を作成させること。</u> （略）</p> <p>第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項 （略）</p> <p>第3-2-(3) 変更届の添付書類 ア （略） イ 氏名又は名称の変更 ⑧ （略） ⑨ 住民票の写し及び登記されていないことの証明書（届出者が個人である場合） ⑳ 許可証の写し ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更 (7)（略） ⑪ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書） ⑫ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 ⑬ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ⑭ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書</p>	

対 照 表

改 正 後

⑰ア (略)

イ 試験検査成績書は、原則として、受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものであること。

ウ～エ (略)

⑱～⑳ (略)

第3-1-(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良認定業者の扱い

既に優良認定(優良確認を含む。)を受けている収集運搬業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(平成23年3月(改訂平成27年3月)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)」に基づき、省令第9条の2第3項(第10条の12第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要が生じた場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、1度目の更新許可を行ってれば、それ以降は、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請(繰上げ更新許可申請)をすることができる。

第3-1-(5) 更新許可申請書の審査

(略)

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知(以下「290号通知」という。)による水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更は、他の変更と同一の届出書とせずそれぞれの変更の届出書を作成させること。

(略)

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

(略)

第3-2-(3) 変更届の添付書類

ア (略)

イ 氏名又は名称の変更

⑧ (略)

⑨ 住民票の写し(届出者が個人である場合)

⑳ (略)

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(7) (略)

⑪ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書(履歴事項全部証明書)並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等)

⑫ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

⑬ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑭ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

⑩ (略)

(イ)～(ウ) (略)

(エ) 上記(ア)から(ウ)までに掲げる書類に加え、収集運搬業許可申請書（省令様式第6号又は第12号）の第2面及び第3面により、変更前後の法定代理人、役員、出資者等及び使用人の一覧（氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を記載したもの）を提出させること。

エ 事務所又は事業場の所在地の変更

② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図

オ 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

① 事業計画の概要を記載した書類

事業計画の概要を記載した書類（省令様式第6号の2第1面から第5面）のうち、記載内容に変更のあるものについて、変更前及び変更後をそれぞれ提出させること。

なお、車両又は船舶の変更にあつては、変更前後のすべての車両又は船舶の一覧表を併せて添付させること。

②～③ (略)

カ 石綿含有廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア) 直近の許可申請に添付した書類の変更前後のものを添付すること。なお、省令様式第6号の2第2面及び第4面については、変更があつた場合に添付させること。

(イ) 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）を参考に処理基準に適合するか確認すること。ただし、従前から処理基準に適合している場合は、産業廃棄物の種類欄に石綿含有廃棄物を取扱う旨を追記することで差し支えない。

(ウ) 省令様式第6号の2第5面に、石綿含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）等を参考に必要な措置を記載させること。

⑩ 予定運搬先処分業者の許可証・指定証・認定証の写し

予定運搬先処分業者の許可証等の写しを添付させ、届出した品目の石綿含有廃棄物が処理できること及び有効期限を確認すること。

キ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出
(略)

第3-2-(4) 廃止届の添付書類
(略)

第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納
(略)

第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書
(例1) (略)
(例2) (略)

様 式	添付書類	提出部数
欠格要件に係る届出書 (細則様式第20号)	許可証 (許可証を失ったときは理由書)	正本1部 副本2部

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第4 収集運搬業における積替え保管
(略)

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請

第5-1-1(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

なお、申請書正本は廃棄物リサイクル課へ進達し、申請書副本のうち1部は許可証の交付時(許可証の交付は許可日当日を原則とするが、更新許可の場合であって、許可日が閉庁日に当たるときは、事前交付も可能とする。)に申請者に返却するものとする。

第5-1-1(2) 許可申請受付の際の留意事項

ア～カ (略)

キ 申請者が繰上げ更新を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする場合については、平成23年4月1日以降の2回目の更新申請を行う時点以降は、繰上げ更新は認められないこと。

ク～サ (略)

第5-1-1(3) 添付書類の内容及び留意事項

① (略)

②ア (略)

イ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠を示すものであること。

最終処分場については、実測求積図及び埋立容量計算書(更新許可申請の場合には、残面積及び残容量についての実測求積図及び埋立容量計算書)が必要であること。

ウ～キ (略)

③～⑩ (略)

⑪ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書(申請者が個人である場合)

⑫ (略)

⑬ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書(履歴事項全部証明書)並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書)

⑭ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書(申請者が法人である場合)

⑮ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(申請者が法人である場合)

⑯ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

⑰～⑳ (略)

㉑ 試験検査成績書の写し

ア (略)

イ 試験検査成績書は、受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものであること。

ウ～エ (略)

㉒～㉓ (略)

対 照 表

改 正 後
第4 収集運搬業における積替え保管 (略)
第5 処分業の許可申請又は届出等
第5-1 処分業の許可申請
第5-1-(1) 許可申請書等
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。
なお、申請書正本は廃棄物リサイクル課へ進達し、申請書副本のうち1部は許可証の交付時(許可証の交付は許可日当日を原則とするが、更新許可の場合であって、 <u>従前の許可の有効年月日より前に決裁となったときは、事前交付も可能とする。</u>)に申請者に返却するものとする。
第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項
ア～カ (略)
キ 申請者が繰上げ更新を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。
ク～サ (略)
シ <u>登記されていないことの証明書に記載されている住所又は本籍については、住民票と同一の表記にして取得するよう指導すること。</u>
第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項
① (略)
②ア (略)
イ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠 <u>(算出に用いた係数等の根拠を含む。)</u> を示すものであること。
最終処分場については、実測求積図及び埋立容量計算書(更新許可申請の場合には、残面積及び残容量についての実測求積図及び埋立容量計算書)が必要であること。
ウ～キ (略)
③～⑩ (略)
⑪ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等(申請者が個人である場合)
⑫ (略)
⑬ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書(履歴事項全部証明書)並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等)
⑭ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等(申請者が法人である場合)
⑮ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(申請者が法人である場合)
⑯ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等
⑰～⑳ (略)
㉑ 試験検査成績書の写し
ア (略)
イ 試験検査成績書は、 <u>原則として、</u> 受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものであること。
ウ～エ (略)
㉒～㉓ (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い
 既に優良認定（優良確認を含む。）を受けている処分業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂平成27年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、省令第10条の4第3項（第10条の16第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要がある場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、平成23年4月1日以降1度目の更新許可（優良認定を伴わない）から2度目の更新期限までの間においては、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ更新許可申請）をすることができる。

第5-1-(5) 更新許可申請書の審査
 (略)

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) 届出書等
 (略)

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項
 (略)

第5-2-(3) 変更届の添付書類

ア 住所の変更

⑩ (略)

⑪ 住民票の写し及び登記されていないことの証明書（届出者が個人である場合）

㉓ (略)

イ (略)

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア) 新任者について、以下の書類のうち該当するものを提出させること（退任者については添付を要しないものとする。）。

⑬ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書）

⑭ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

⑮ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

⑯ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

㉔ (略)

(イ)～(ウ) (略)

(エ) 上記(ア)から(ウ)までに掲げる書類に加え、処分業許可申請書（省令様式第8号又は第14号）の第2面及び第3面により、変更前後の法定代理人、役員、出資者等及び使用人の一覧（氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を記載したもの）を提出させること。

エ～カ (略)

第5-2-(4) 廃止届の添付書類
 (略)

対 照 表

改 正 後

第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い
既に優良認定(優良確認を含む。)を受けている処分業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(平成23年3月(改訂平成27年3月)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)」に基づき、省令第10条の4第3項(第10条の16第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要がある場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、1度目の更新許可を行ってれば、それ以降は、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請(繰上げ更新許可申請)をすることができる。

第5-1-(5)更新許可申請書の審査
(略)

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1)届出書等
(略)

第5-2-(2)届出書受付の際の留意事項
(略)

第5-2-(3)変更届の添付書類

ア 住所の変更

⑩ (略)

⑪ 住民票の写し(届出者が個人である場合)

⑫ (略)

イ (略)

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア)新任者について、以下の書類のうち該当するものを提出させること(退任者については添付を要しないものとする。)

⑬ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書(履歴事項全部証明書)並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等)

⑭ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

⑮ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑯ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

⑰ (略)

(イ)～(ウ) (略)

(エ) 上記(ア)から(ウ)までに掲げる書類に加え、処分業許可申請書(省令様式第8号又は第14号)の第2面及び第3面等(必要な情報が記載されていれば、様式は問わない。)により、変更前後の法定代理人、役員、出資者等及び使用人の一覧(氏名(振り仮名を含む。)、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を記載したもの)を提出させること。

エ～カ (略)

第5-2-(4)廃止届の添付書類
(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納
(略)

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

処分業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例1) (略)

(例2) (略)

様 式	添付書類	提出部数
欠格要件に係る届出書 (細則様式第20号)	許可証 (許可証を失ったときは理由書)	正本1部 副本2部

第6 担当健康福祉センター
(略)

第7 許可証の交付

第7-1 統一許可番号(11桁)の交付手続き
(略)

第7-2 許可日の取扱い
(略)

第7-3 許可証の記載

第7-3-(1) 収集運搬業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) (略)

(イ) 事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

特に第3-1-(3)㉔に係る書類が添付されない場合は注意すること。

例：(グリストラップ汚泥に限る。)

(〇〇工場から△△工場に運搬するものに限る。)

(石綿含有廃棄物を除く。)

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

※石綿含有廃棄物に係る許可証においては、含む旨又は除く旨を記載すること。(平成32年度以降は含む旨を記載すること。)

※水銀含有産業廃棄物に係る許可証においては、含む旨を記載すること。

(ウ) 低濃度PCB廃棄物については、政令による区分ごと、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月26日環境省告示第98号)に規定する限定名称を組み合わせて記載する。

例1：同告示第2項第1号イ及び第2号の場合

廃PCB等(微量PCB汚染絶縁油が廃棄物となったもの又はPCBの濃度が5,000mg/kg以下のものに限る。)

例2：同告示第2項第2号ロからニに限定する場合

PCB汚染物(PCBの濃度が5,000mg/kg以下の汚染物(微量PCB汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったものを除く。))に限る。)

(エ) (略)

イ～カ (略)

対 照 表

改 正 後

第 5-3 処分業の許可証の再交付と返納 (略)

第 5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

処分業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例 1) (略)

(例 2) (略)

様 式	添付書類	提出部数
欠格要件に係る届出書 (破産者等) (細則様式第 20 号)	許可証 (許可証を失ったときは理由書)	正本 1 部 副本 2 部
欠格要件に係る届出書 (精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者) (細則様式第 20-2 号)		

第 6 担当健康福祉センター (略)

第 7 許可証の交付

第 7-1 統一許可番号 (11 桁) の交付手続き (略)

第 7-2 許可日の取扱い (略)

第 7-3 許可証の記載

第 7-3-(1) 収集運搬業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) (略)

(イ) 事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

特に第 3-1-(3)⑩に係る書類が添付されない場合は注意すること。

例：(グリストラップ汚泥に限る。)

(○○工場から△△工場に運搬するものに限る。)

(石綿含有廃棄物を含む。)

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

※石綿含有廃棄物又は水銀含有産業廃棄物に係る許可証においては、含む旨を記載すること。

(ウ) 低濃度 PCB 廃棄物については、政令による区分ごと、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物 (平成 18 年 7 月 26 日環境省告示第 98 号) に規定する限定名称を組み合わせて記載する。

例 1：同告示第 2 項第 1 号イ及び第 2 号の場合

廃 PCB 等 (低濃度 PCB 含有廃棄物及び微量 PCB 汚染廃電気機器等に限る。)

例 2：同告示第 2 項第 2 号ロからニに限定する場合

PCB 汚染物 (低濃度 PCB 含有廃棄物に限る。)

(エ) (略)

イ～カ (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第7-3-(2) 処分業の許可証
（略）

第7-4 許可証交付時の留意事項
（略）

第7-5 標準処理期間
（略）

第7-6 収集運搬業許可証交付後の事務処理

担当健康福祉センターは、収集運搬業許可証を交付した場合には、次に掲げる書類を廃棄物リサイクル課に送付すること。

なお、優良認定に係る収集運搬業許可証を交付した場合には、優良認定適合事業者情報提供様式も併せて送付すること。

- (1) 新規許可、更新許可及び変更許可申請の場合
許可証の写し
- (2) 変更届（許可証の書換えを伴うもの）の場合
許可証の写し
- (3) 変更廃止届（一部廃止に係るもの）の場合
許可証の写し
- (4) 廃止届（全部廃止に係るもの）の場合
廃止届出書様式の写し

第8 申請者等の適格性の照会事務
（略）

対 照 表

改 正 後
第7-3-(2) 処分業の許可証 (略)
第7-4 許可証交付時の留意事項 (略)
第7-5 標準処理期間 (略)
第7-6 収集運搬業許可証交付後の事務処理 担当健康福祉センターは、 <u>優良認定に係る収集運搬業許可証を交付した場合には、優良認定適合事業者情報提供様式をEメールにより廃棄物リサイクル課に送付すること。</u>
第8 申請者等の適格性の照会事務 (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-1

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

①～⑦ (略)

No.	項目	産業廃棄物 収集運搬業			特 別 管 理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
⑧	(略)							
⑨	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑩	(略)							
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書を添付。
⑫	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑬	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	
	◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	○	○	
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	
⑮	(略)							
⑯	(略)							
⑰	(略)							
⑱	(略)							
⑲	(略)							
⑳	(略)							

(略)

- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書に記載されている住所及び本籍については住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 1

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

①～⑦ (略)

No.	項目 許可区分	産業廃棄物 収集運搬業			特 別 管 理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
⑧	(略)							
⑨	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑩	(略)							
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付。
⑫	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑬	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等(個人)の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	○	○	○	
	◆出資者等(法人)の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	○	○	
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	○	○	○	
⑮	(略)							
⑯	(略)							
⑰	(略)							
⑱	(略)							
⑲	(略)							
⑳	(略)							

(略)

- ・ 住民票の写しは、本籍(外国人にあつては、国籍等)が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書(様式第18号)を提出すること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-2

（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	許可区分			特別管理 産業廃棄物 処分業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
①	(略)							
②	(略)							
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類							
	◆土地登記事項証明書		◎	◎	△	◎	◎	△
	土地使用権原書類		○	△	△	○	△	△ ※土地所有者と申請者が異なる場合に添付。
	施設使用権原書類		◎	◎	△	◎	◎	△
④	(略)							
⑤	(略)							
⑥	(略)							
⑦	(略)							
⑧	(略)							
⑨	(略)							
⑩	(略)							
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑫	(略)							
⑬	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付。
⑭	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑮	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	
	◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	○	○	
⑯	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	
⑰	(略)							
⑱	(略)							
⑲	(略)							
⑳	(略)							
㉑	(略)							
㉒	(略)							
㉓	(略)							

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書に記載されている住所及び本籍については住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

対 照 表

改 正 後

別紙 2-2

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	許可区分			産業廃棄物 処 分 業			特 別 管 理 産業廃棄物 処 分 業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	
①	(略)										
②	(略)										
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類										
	◆土地登記事項証明書	◎	◎	△	◎	◎	△				
	土地使用権原書類	○	●	△	○	●	△				※土地所有者と申請者が異なる場合に添付。
	施設使用権原書類	◎	◎	△	◎	◎	△				
④	(略)										
⑤	(略)										
⑥	(略)										
⑦	(略)										
⑧	(略)										
⑨	(略)										
⑩	(略)										
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
⑫	(略)										
⑬	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	○	○	○				※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付。
⑭	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
⑮	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	○	○	○				
	◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	○	○				
⑯	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	○	○	○				
⑰	(略)										
⑱	(略)										
⑲	(略)										
⑳	(略)										
㉑	(略)										
㉒	(略)										
㉓	(略)										

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあつては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後见人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-3

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業変更（廃止）届 添付書類チェックリスト

No. 項目	変更届区分	改 正 前						備 考	
		ア 住所変更 (本社)	イ 名称変更 氏名・	ウ 役員等変更	エ 所在地変更 事業場等	オ 車両変更 施設・	ア 一部廃止	イ 全部廃止	
	許可申請書様式第2面及び第3面			◎					・変更前後の役員、出資者又は使用人の一覧（氏名、生年月日、役職名、呼称、本籍及び住所を記載）
①	事業計画の概要を記載した書類					◎ *1	○ *2		*1 車両変更の場合は、変更前後が分かる全車両の一覧表を添付。 *2 必要に応じ添付。
②	(略)								
③	(略)								
⑧	(略)								
⑨	【届出者が個人の場合】 ◆届出者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎						
⑪	【届出者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書			○					※届出者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書を添付。
⑫	【届出者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書			○					
⑬	【届出者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書			○					
	◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）			○					
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書			○					
⑮	(略)								
⑯	(略)								

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書に記載されている住所及び本籍については住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

対 照 表

改 正 後

別紙 2-3

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更(廃止)届 添付書類チェックリスト

No.	変更届区分 項目	ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等変更	エ 所在地変更 事業場等	オ 施設・ 車両変更	ア 一部廃止	イ 全部廃止	備 考
	許可申請書様式第2面及び第3面等			◎					・変更前後の役員、出資者又は使用人の一覧(氏名、生年月日、役職名、呼称、本籍及び住所を記載)の記載があれば、様式は問わない。
①	事業計画の概要を記載した書類					◎ *1	○ *2		*1 車両変更の場合は、変更前後が分かる全車両の一覧表を添付すれば、様式第6号の2(第2面)は添付不要。 *2 必要に応じ添付。
②	(略)								
③	(略)								
④	(略)								
⑤	【届出者が個人の場合】 ◆届出者の住民票の写し	◎	◎						
⑥	【届出者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					※届出者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付。
⑦	【届出者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					
⑧	【届出者が法人の場合】 ◆出資者等(個人)の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					
	◆出資者等(法人)の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)			○					
⑨	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					
⑩	(略)								
⑪	(略)								

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍(外国人にあっては、国籍等)が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書(様式第18号)を提出すること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-4

（特別管理）産業廃棄物処分業変更（廃止）届 添付書類チェックリスト

No. 項目	変更届区分	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	備 考
		住所変更 (本社)	名称変更 氏名・	役員等変更	所在地変更 事業場等	施設変更	一部廃止	全部廃止	
	許可申請書様式第2面及び第3面			◎					・変更前後の役員、出資者又は 使用人の一覧(氏名、生年月日、 役職名、呼称、本籍及び住所を 記載)
①	(略)								
②	(略)								
③	(略)								
⑩	(略)								
⑪	【届出者が個人の場合】 ◆届出者の住民票の写し及び登記されて いないことの証明書	◎	◎						
⑬	【届出者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記さ れていないことの証明書			○					※届出者が未成年者である場 合に添付。 ※法定代理人が法人である場 合は、登記事項証明書(履歴 事項全部証明書)並びに役員 の住民票の写し及び登記さ れていないことの証明書を 添付。
⑭	【届出者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されてい ないことの証明書			○					
⑮	◆出資者等(個人)の住民票の写し及 び登記されていないことの証明書			○					
	◆出資者等(法人)の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)			○					
⑯	◆使用人の住民票の写し及び登記されて いないことの証明書			○					
⑳	(略)								
㉓	(略)								

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後见人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書に記載されている住所及び本籍については住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 4

(特別管理) 産業廃棄物処分業変更 (廃止) 届 添付書類チェックリスト

No. 項 目	変更届区分	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	備 考
		住所変更 (本社)	名称変更 氏名・	役員等変更	事業場等 所在地変更	施設変更	一部廃止	全部廃止	
	許可申請書様式第 2 面及び第 3 面等			◎					・変更前後の役員、出資者又は使用人の一覧(氏名、生年月日、役職名、呼称、本籍及び住所を記載)の記載があれば、様式は問わない。
①	(略)								
②	(略)								
③	(略)								
⑩	(略)								
⑪	【届出者が個人の場合】 ◆届出者の住民票の写し	◎	◎						
⑬	【届出者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					※届出者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付。
⑭	【届出者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					
⑮	◆出資者等(個人)の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					
	◆出資者等(法人)の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)			○					
⑯	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等			○					
⑳	(略)								
㉓	(略)								
(略)									

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍(外国人にあっては、国籍等)が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書(様式第18号)を提出すること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-5

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

①～⑦ (略)

No.	項目	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	
⑧	(略)				
⑨	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	
⑩	誓約書	◎	◎	◎	・省令様式第6号の2第10面
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書を添付。
⑫	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	
⑬	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	
	◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	
⑮	(略)				
⑯	(略)				
⑰	(略)				
⑱	(略)				
⑲	(略)				
⑳	(略)				

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後见人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書に記載されている住所及び本籍については住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 5

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

①～⑦ (略)

No.	許可区分 項目	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業			備 考
		新 規	更 新	変 更	
⑧	(略)				
⑨	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	◎	◎	◎	
⑩	誓約書	◎	◎	◎	・省令様式第6号の2第10面
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付。
⑫	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	◎	◎	◎	
⑬	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	
	◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	
⑮	(略)				
⑯	(略)				
⑰	(略)				
⑱	(略)				
⑲	(略)				
⑳	(略)				

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

別紙9-1

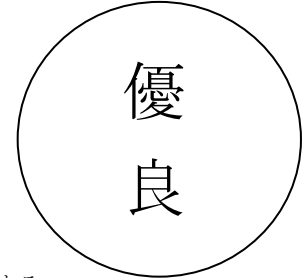
様式第7号（第10条の2関係）

<例1：積替え及び保管行為がない場合>

第02201000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号
 氏 名 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事 業 の 区 分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、
 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及
 び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類
 （石綿含有廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず

以上 7品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
 又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

平成〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

対 照 表

改 正 後

別紙9-1

様式第7号(第10条の2関係)

<例1:積替え及び保管行為がない場合>

第02201000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号

氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 一郎

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事 業 の 区 分 収集運搬(積替え及び保管行為を除く。)

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず

以上 7品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

令和〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 (平成12年 2月28日制定)

改 正 前

別紙9-2

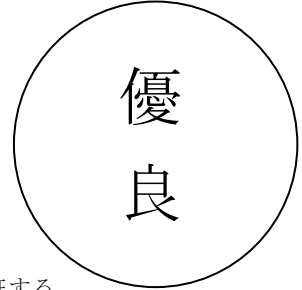
様式第七号 (第十条の二関係)

<例2: 積替え及び保管行為があり、屋内で保管する場合>

第02211000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲
事 業 の 区 分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含む。)

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(廃自動車に限る。)、金属くず(廃自動車に限る。)、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃自動車に限る。)

以上 3品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可
平成〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有

市名 〇〇市 許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

対 照 表

改 正 後

別紙 9-2

様式第七号 (第十条の二関係)

<例 2 : 積替え及び保管行為があり、屋内で保管する場合>

第 0 2 2 1 1 0 0 0 0 0 0 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町 1 番 2 号

氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 一郎

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事 業 の 区 分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含む。)

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(廃自動車に限る。)、金属くず(廃自動車に限る。)、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃自動車に限る。)

以上 3 品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

令和〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有

市名 〇〇市

許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

様式第23号

誓 約 書

静岡県知事 様

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））

⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）

⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

対 照 表

改 正 後

様式第23号

誓 約 書

静岡県知事 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10号）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

